

静岡県が設立する公立大学法人に係る評価基本方針

平成19年12月5日

静岡県公立大学法人評価委員会

一部改正：平成23年1月25日

一部改正：令和元年10月23日

(適用：令和2年4月1日)

一部改正：令和 年 月 日

(適用：令和7年4月1日)

静岡県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、静岡県が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）の評価を行うに当たり、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的とする。

2 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 評価を通じて、大学の教育研究及び法人運営の進捗状況等を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たしていくものとする。
- (2) 法人の教育研究並びに組織及び運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。
- (3) 次期の中期目標・中期計画、法人の組織並びに業務運営の見直し検討に資するものとする。

3 評価の方法

中期目標期間4年目終了時に「中期目標見込評価」、中期目標期間終了時に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 中期目標見込評価

ア 中期目標の達成に向けた進捗状況及び取組予定を調査・分析し、中期目標期間に見込まれる業務実績全体について総合的な評価を行うものとする。

イ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するとともに、組織の在り方その他その組織及び業務の全般についての意見を知事に述べる。

エ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

(2) 中期目標期間評価

ア 中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行うものとする。

イ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するとともに、組織の在り方その他その組織及び業務の全般についての意見を知事に述べる。

エ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

4 評価に当たっての留意事項

(1) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないよう配慮する。

(2) 評価結果を決定するに当たっては、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与える。

5 その他

本基本方針については、評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、評価委員会での協議を経て見直すものとする。

改正前	改正後
<p>静岡県が設立する公立大学法人に係る評価基本方針</p> <p>平成19年12月5日 静岡県公立大学法人評価委員会 一部改正：平成23年1月25日 一部改正：令和元年10月23日 (適用：令和2年4月1日)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 評価の方法</p> <p>各事業年度終了時に「事業年度評価」、中期目標期間4年目終了時に「中期目標見込評価」、中期目標期間終了時に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>(1) 事業年度評価</p> <p>ア 法人の自己点検・評価に基づき、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、中期目標・中期計画の達成に向けた業務全体の進捗状況について総合的な評価を行うものとする。</p> <p>イ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するものとする。</p> <p>ウ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。</p> <p>(2) 中期目標見込評価</p> <p>ア 事業年度評価の結果を踏まえつつ、中期目標の達成に向けた進捗状況及び取組予定を調査・分析し、中期目標期間に見込まれる業務実績全体について総合的な評価を行うものとする。</p> <p>イ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告すると</p>	<p>静岡県が設立する公立大学法人に係る評価基本方針</p> <p>平成19年12月5日 静岡県公立大学法人評価委員会 一部改正：平成23年1月25日 一部改正：令和元年10月23日 (適用：令和2年4月1日) <u>一部改正：令和 年 月 日</u> <u>(適用：令和7年4月1日)</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 評価の方法</p> <p>中期目標期間4年目終了時に「中期目標見込評価」、中期目標期間終了時に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>(1) 中期目標見込評価</p> <p>ア 中期目標の達成に向けた進捗状況及び取組予定を調査・分析し、中期目標期間に見込まれる業務実績全体について総合的な評価を行うものとする。</p> <p>イ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告すると</p>

改正後	改正前
<p>ともに、組織の在り方その他その組織及び業務の全般についての意見を知事に述べる。</p> <p>エ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。</p> <p>(2) 中期目標期間評価</p> <p>ア 中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行うものとする。</p> <p>イ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して報告するとともに、組織の在り方その他その組織及び業務の全般についての意見を知事に述べる。</p> <p>エ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>ともに、組織の在り方その他その組織及び業務の全般についての意見を知事に述べる。</p> <p>エ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。</p> <p>(3) 中期目標期間評価</p> <p>ア <u>事業年度評価の結果を踏まえつつ</u>、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行うものとする。</p> <p>イ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して報告するとともに、組織の在り方その他その組織及び業務の全般についての意見を知事に述べる。</p> <p>エ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p>